

令和5年 No20

○東京学芸大学紀要出版規程等の一部を改正する規程の制定

改正理由

教授会の組織及び様式の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年3月22日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学紀要出版規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規程第17号

東京学芸大学紀要出版規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学紀要出版規程（昭和41年規程第2号）
- (2) 東京学芸大学研究倫理規程（平成15年規程第4号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学利益相反マネジメント規程（令和4年規程第9号）

東京学芸大学紀要出版規程の一部改正について

改正理由：教授会組織の見直しに伴い、必要な事項を定めるものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(発行)</p> <p>第2条 紀要は、<u>各学系、教職大学院及び機構（大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構をいう。）</u>（以下「学系等」という。）において、自主的に発行するものとする。</p> <p>(投稿)</p> <p>第3条 <u>学系等</u>の専任教員は、<u>所属学系等</u>の紀要に投稿するものとする。他の<u>学系等</u>の紀要に投稿を希望するときは、<u>当該学系等</u>に置く教育実践研究推進本部紀要編集会議（以下「紀要編集会議」という。）に届け出るものとする。</p> <p>2 外国人教師、特任教員、名誉教授、客員教授、客員准教授及び附属学校の専任教員は、希望する<u>学系等</u>の紀要に投稿することができる。その場合は、投稿を希望する<u>学系等</u>に属する専任教員の紹介を経て、<u>当該学系等</u>に置く紀要編集会議の承認を得なければならない。</p> <p>3 退職者（前項に規定する者を除き、<u>学系等</u>の専任教員であった者で、退職後1年以内の者）は、投稿を希望する<u>学系等</u>に置く紀要編集会議が特に認める場合に限り、教育実践研究推進本部の承認を得て、希望する<u>学系等</u>の紀要に投稿することができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(発行)</p> <p>第2条 紀要は、<u>各学系（教育実践創成講座、センター及び機構は、総合教育科学系を含む。ただし、理科教員高度支援センターについては、自然科学系を含む。以下同じ。）</u>において、自主的に発行するものとする。</p> <p>(投稿)</p> <p>第3条 <u>各学系</u>の専任教員は、<u>所属学系</u>の紀要に投稿するものとする。他の<u>学系</u>の紀要に投稿を希望するときは、<u>当該学系</u>に置く教育実践研究推進本部紀要編集会議（以下「紀要編集会議」という。）に届け出るものとする。</p> <p>2 外国人教師、特任教員、名誉教授、客員教授、客員准教授及び附属学校の専任教員は、希望する<u>学系</u>の紀要に投稿することができる。その場合は、投稿を希望する<u>学系</u>に属する専任教員の紹介を経て、<u>当該学系</u>に置く紀要編集会議の承認を得なければならない。</p> <p>3 退職者（前項に規定する者を除き、<u>各学系</u>の専任教員であった者で、退職後1年以内の者）は、投稿を希望する<u>学系</u>に置く紀要編集会議が特に認める場合に限り、教育実践研究推進本部の承認を得て、希望する<u>学系</u>の紀要に投稿することができる。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学研究倫理規程の一部改正について

改正理由：教授会の組織及び様式の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長 1名</p> <p>(2) <u>教授会構成員</u>から選出された者 <u>4名</u></p> <p>(3) <u>保健管理センターの業務を担当する教員</u> 1名</p> <p>(4) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第2号から第4号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>3 第1項第2号に規定する委員の選出については、次の各号のうち、2つの組合せによる4名とする。</u></p> <p><u>(1) 総合教育科学系教授会及び人文社会科学系教授会 各1名</u></p> <p><u>(2) 自然科学系教授会及び芸術・スポーツ科学系教授会 各1名</u></p> <p><u>(3) 教職大学院教授会及び機構教授会 各1名</u></p> <p>[省略]</p> <p>(審査手続等)</p> <p>第10条 実施責任者（当該研究を代表する者をいう。以下同じ。）は、研究倫理審査申請書（以下「申請書」という。）を学長に提出するものとする。</p> <p>2～6 [省略]</p> <p>7 委員長は、審査の結果について、答申書により、速やかに学長に答申するものとする。</p> <p>8 学長は、前項の答申に基づき、審査結果通知書により、実施責任者に通知するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(研究計画の変更)</p>	<p>[省略]</p> <p>第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長 1名</p> <p>(2) <u>各学系の教授会構成員</u>から選出された者 <u>各1名</u></p> <p>(3) <u>保健管理センターに所属する教員</u> 1名</p> <p>(4) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第2号から第4号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[省略]</p> <p>(審査手続等)</p> <p>第10条 実施責任者（当該研究を代表する者をいう。以下同じ。）は、研究倫理審査申請書（<u>別紙様式1</u>。以下「申請書」という。）を学長に提出するものとする。</p> <p>2～6 [省略]</p> <p>7 委員長は、審査の結果について、答申書（<u>別紙様式2</u>）により、速やかに学長に答申するものとする。</p> <p>8 学長は、前項の答申に基づき、審査結果通知書（<u>別紙様式3</u>）により、実施責任者に通知するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(研究計画の変更)</p>

第12条 実施責任者は、研究計画等を変更しようとするときは、研究計画変更申請書を学長に提出するものとする。

2 〔省略〕

〔省略〕

第12条 実施責任者は、研究計画等を変更しようとするときは、研究計画変更申請書（別紙様式4）を学長に提出するものとする。

2 〔省略〕

〔省略〕

別紙様式1

研究倫理審査申請書

年 月 日提出

東京学芸大学長 殿

実施責任者

所 属

職 名

氏 名

受付番号※

以下の研究について、人を対象とする研究に関する倫理審査を申請します。

<u>1 審査対象</u> ①研究実施計画 ②出版公表原稿等
<u>2 研究題目</u>
<u>3 分担研究者</u> <u>所属</u> <u>職名</u> <u>氏名</u>
<u>4 指導教員（実施責任者が大学院博士課程の学生の場合に記載）</u> <u>所属</u> <u>職名</u> <u>氏名</u>
<u>5 研究計画の概要</u> <u>（研究対象者及び選定方針，研究方法，研究の科学的合理性の根拠等）</u>
<u>6 研究の目的，必要性及び期待される成果</u>
<u>7 研究の対象及び実施場所</u>

8 実施時期

9 研究対象者に対する配慮について

(1) 個人情報保護の方法・取得したデータ等の管理方法

(2) 対象者等に不利益及び危険が生じないための配慮

(3) 対象者等に理解を求め、同意を得る方法

(4) その他

10 研究機関の長への報告内容及び方法

11 研究結果の公表予定について

通知年月日

※

通知番号

※

注意事項 1 「1 審査対象」欄は、非該当部分を消してください。

2 定年、中途退職等で離職する場合の研究資料等の保存については、「国立大学法人東京学芸大学における研究資料等の保存期間等に関する要項」に留意すること。

3 出版公表原稿等の場合は、そのコピーを添付してください。

4 ※印は担当係が記入します。

別紙様式2

答 申 書

年 月 日

東京学芸大学長 殿

東京学芸大学研究倫理委員会
委員長 (印省略)

受付番号※

研究題目

実施責任者 _____

先に諮問のあった上記研究題目に係る研究実施計画，出版公表原稿等を _____ 年
月 _____ 日の研究倫理委員会で審査し，下記のとおり判定したので答申します。

記

判 定	<u>(1) 承認</u> <u>(2) 条件付承認</u> <u>(3) 変更の勧告</u> <u>(4) 不承認</u> <u>(5) 非該当</u>
理 由 又 は 勧 告	

別紙様式3

東学芸研支第 _____ 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

実施責任者

殿

東京学芸大学長

印

受付番号※ _____

研究題目

先に申請のあった上記研究題目に係る研究実施計画，出版公表原稿等を， 年
月 日の研究倫理委員会で審査し，下記のとおり判定したので通知します。

記

<u>判</u> <u>定</u>	<u>(1) 承認</u> <u>(2) 条件付承認</u> <u>(3) 変更の勧告</u> <u>(4) 不承認</u> <u>(5) 非該当</u>
<u>理</u> <u>由</u> <u>又</u> <u>は</u> <u>勧</u> <u>告</u>	

別紙様式4

研 究 計 画 変 更 申 請 書

年 月 日提出

東京学芸大学長 殿

実施責任者

所 属

職 名

氏 名

受付番号※ 承認番号※

研究倫理委員会にて既に承認されている研究計画について、以下の変更を申請します。

1 審査対象	①研究実施計画	②出版公表原稿等
2 研究題目		
3 分担研究者	所属	職名 氏名
4 指導教員 (実施責任者が大学院博士課程の学生の場合に記載)	所属	職名 氏名
5 研究計画の変更内容		
6 研究計画の概要	(研究対象者及び選定方針, 研究方法, 研究の科学的合理性の根拠等)	
7 研究の目的, 必要性及び期待される成果		
8 研究の対象及び実施場所		
9 実施時期		
10 研究対象者に対する配慮について	(1) 個人情報保護の方法・取得したデータ等の管理方法	
	(2) 対象者等に不利益及び危険が生じないための配慮	
	(3) 対象者等に理解を求め, 同意を得る方法	
	(4) その他	
11 研究結果の公表予定について		
12 研究結果の公表予定について		

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に改正前の第5条第1項第2号の委員である者は、改正後の第5条第1項第2号の委員とみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

- 注意事項
- 1 「1 審査対象」欄は、非該当部分を消してください。
 - 2 定年、中途退職等で離職する場合の研究資料等の保存については、「国立大学法人東京学芸大学における研究資料等の保存期間等に関する要項」に留意すること。
 - 3 出版公表原稿等の場合は、そのコピーを添付してください。
 - 4 ※印は担当係が記入します。

国立大学法人東京学芸大学利益相反マネジメント規程の一部改正について

改正理由：教授会の組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第6条 利益相反会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 研究を所掌する副学長</p> <p>(2) 学系長</p> <p><u>(3) 教職大学院長</u></p> <p><u>(4) 機構教授会議長</u></p> <p><u>(5) 事務局長</u></p> <p><u>(6) 財務・研究推進部長</u></p> <p><u>(7) 第8条第1項に定める議長が必要と認めた者 若干名</u></p> <p>2 <u>前項第7号</u>の委員は、議長が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p>第7条 <u>前条第1項第7号</u>の委員の任期は、議長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。ただし、当該委員を委嘱する議長である副学長の任期の範囲内とする。</p> <p>(議長等)</p> <p>第8条 利益相反会議に議長及び副議長を置き、議長は第6条第1項第1号の委員をもって充て、副議長は議長が指名する。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第6条 利益相反会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 研究を所掌する副学長</p> <p>(2) 学系長</p> <p><u>(3) 事務局長</u></p> <p><u>(4) 財務・研究推進部長</u></p> <p><u>(5) 第8条第1項に定める議長が必要と認めた者 若干名</u></p> <p>2 <u>前項第5号</u>の委員は、議長が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p>第7条 <u>前条第1項第5号</u>の委員の任期は、議長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。ただし、当該委員を委嘱する議長である副学長の任期の範囲内とする。</p> <p>(議長等)</p> <p>第8条 利益相反会議に議長及び副議長を置き、議長は第6条第1項第1号の委員をもって充て、副議長は議長が指名する。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>